

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

お問い合わせ

役場 健康推進課医療保険係
TEL (62) 9180

新しい被保険者証 (保険証)が届きます

現在お持ちの保険証(黄色)の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい保険証(オレンジ色)は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証(オレンジ色)をお使いください。

新しい保険証(オレンジ色)に記載してある一部負担金の割合は、平成25年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(黄色)は、8月1日以降に役場健康推進課医療保険係へお返しください。

※新しい保険証の裏面に、臓器提供意思表示ができるようになりしました。臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。

一部負担金の割合 (病院や薬局で支払う窓口負担)

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がある世帯の被保険者	3割
上記の条件に該当しない世帯の被保険者	1割

さい。なお、個人情報保護のためのシールを健康推進課窓口(白水庁舎)に用意しています。詳しくは役場健康推進課医療保険係へお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証」更新のお知らせ

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)の交付を受けている人
7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)を7月中旬に郵送します。8月1日からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、担当窓口に申請してください。

■申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 印かん

入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

所得区分	外来+入院(世帯単位)		入院時の食事代(1食当たり)
	外来(個人単位)		
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	260円
		4回目から44,400円	
一般(※2)	12,000円	44,400円	260円
区分Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円	過去12か月で90日までの入院 210円
			過去12か月で91日目からの入院 160円(※5)
区分Ⅰ(※4)	8,000円	15,000円	100円

(※1) 現役並み所得者とは、145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員。

(※2) 一般とは、現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人。

(※3) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※4) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除〔年金の所得は控除額を80万円として計算〕を差し引いたときに0円となる人

(※5) 入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。